

2. 人文科学的検討

人文科学的な分析として、遺跡周辺の中世環濠遺構についてと、遺跡出土瓦の検討がなされているので、ここに掲載する。考古学的な遺跡の位置づけは3節に述べ、瓦以外の出土遺物の分析は後日に譲りたい。

(1) 新保田中湯浅屋敷について

山崎 一

高崎市の東北部、染谷川に添って、北から新保田中、上新保、下新保の集落が、南北3kmの間に並んでいる。同じ新保の村名を連ね一見一連の郷村のように思われるが、古来、新保田中は他の二集落とは別個に、西側の日高との関連で成立していた。

新保田中には格別な中世史料が存在しないが、下新保の反町氏系図に收められた二つの文書と、それに関連のある一通の後閑文書（長野県須坂所在）とは、新保田中やその附近集落の、中世末（後北条氏支配時代）の社会構成をうかがわせる好史料なので、先づ該三文書を考察して、外側から新保田中湯浅屋敷を解明してみようと思う。

(一)の文書は、北条氏邦が箕輪城に進駐してから一年後の、天正十一年（1583）癸未四月十八日付、新保郷宛てと思われるが、写し落しか宛名が記されていない。

北条氏邦の家臣猪俣能登守邦憲の奉書になっていて、新保郷からの訴訟に対しての決裁で、北条氏が新保郷を料所と定めたのであるから不服があつてはならないとしている。

(二)は、(一)より更に一年後の天正十二年（1584）甲申三月十日付で、多分收貢役である中沢平左衛門から、新保の者が年貢の増徴に不服の旨を申し出たの

に対し、中沢の処置を正しいと認め、年貢八百俵づつ毎年十月末までは納めるよう命じたものである。尚、それに加えて料所であるから、他からの不入を定めた箇条も記してある。

この年半ばまで、鷹橋城の北条高広は北条氏に抵抗して戦って居り、北条氏は西上州の將士を動員して館林、足利を攻撃中という状態で、年貢の増徴も必要であり、百姓の不満も絶えなかったであろう。

尚、北条氏邦は天正十四年（1586）十一月まで箕輪に在城（同年十一月四日付彦久保文書）していたが、この文書日付の天正十二年三月には、館林方面に在陣中であった。

奉行人併和伯耆守康忠は当時倉賀野に在城し、(一)の奉行人であった猪俣邦憲が氏邦の家臣であったのと異なり、北条氏直の直臣である。そのことは、この一年間に、北条氏の西上州支配体制が、いわば氏邦の軍政から、小田原の統治下に切り替えられたことを示すのであろう。

この文書の宛名には、六名の者と百姓中連名となっている。六名のうち、小島近江守、反町下總守、同豊前守は下新保の者、井草將監、阿久沢九郎兵衛、登坂掃部丞は上新保の者で、第一～第三図のように、それぞれの居宅址をほぼ認めることができる。

それらは径100m以下の環濠屋敷であるが、形は正方形に近いとは言い難い。方形館址ではないのである。

第四図「利根川以西の中世環濠遺構分布」のように、この附近には百以上の中世環濠屋敷址が確認されている。勿論今後も発掘調査等の機会にかなりの数が発見されると思うが、一応これで作った表も添えてある。それを見ると、小形単郭のものが圧倒的に多く、全体の50.8%を占め、そのうち正方形に近い形ではない部類が、全数の38%となっている。また、当然のこと乍ら、小形で二重構えのものは極めて少ない。

一方、一辺100m内外の、正方形に近い類例には二重構造のものが多く、一重堀となっている五個のうち浜川の寺の内館と、大八木の融通院屋敷とは発

(二) (同前)

一新保郷増分之儀中沢平左衛門捧訴状間百姓召出遂対決中沢申上所明白候然者年貢八百俵ツ、可進納由此度百姓請負之一筆指

上候間被任其儀候

毎年十月晦日を切而厳密ニ可皆済事

一当郷不入ニ定畢

仮初二も横合非分至于申縣族者則可捧目安候若虎印權門非儀之於致堪忍百姓者可爲重科事

一大途御用之儀者以虎印判可被仰付間可存其旨事 已上

右三ヶ条被仰出者也 仍如件

天正十二年甲申三月十日 (虎印)

并和伯者守奉之

新保郷

小嶋近江守

反町下總守

同 豊前守

井草 將監

阿久沢九兵衛

登坂掃部丞

百姓中

(一) (反町系図所収文書)

新保郷御料所ニ被相定處横相之由一段不審ニ候仰出之上者爲如何不可有相違候如虎御印判可申付候非儀之者有之者此方之奉行を以可

被仰断者也 仍如件

未卯月十八日 (虎印) 猪俣奉之

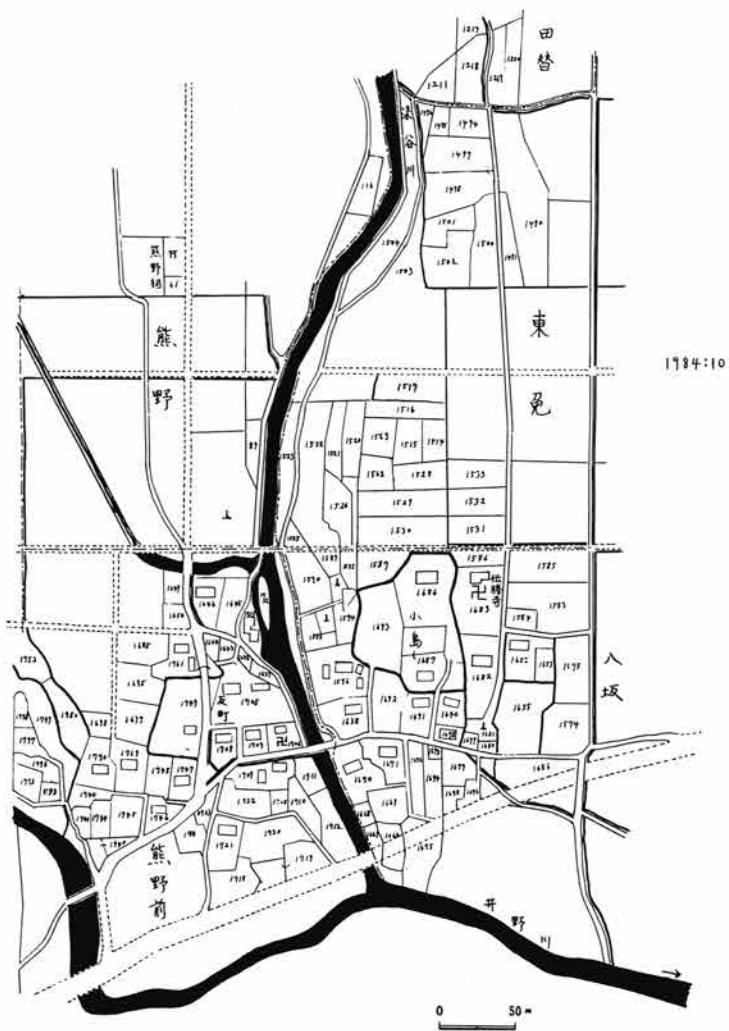
(二) (後閑文書)

後閑宮内大輔殿代安馳井志摩守捧訴状間新保郷百姓反町豊前召出遂証明了然而及廿ヶ年後閑殿被召仕女より出暇證文も無之處号兄弟之好無意趣反町拘惜曲事候來廿七日を切而自反町前可被請取旨依仰

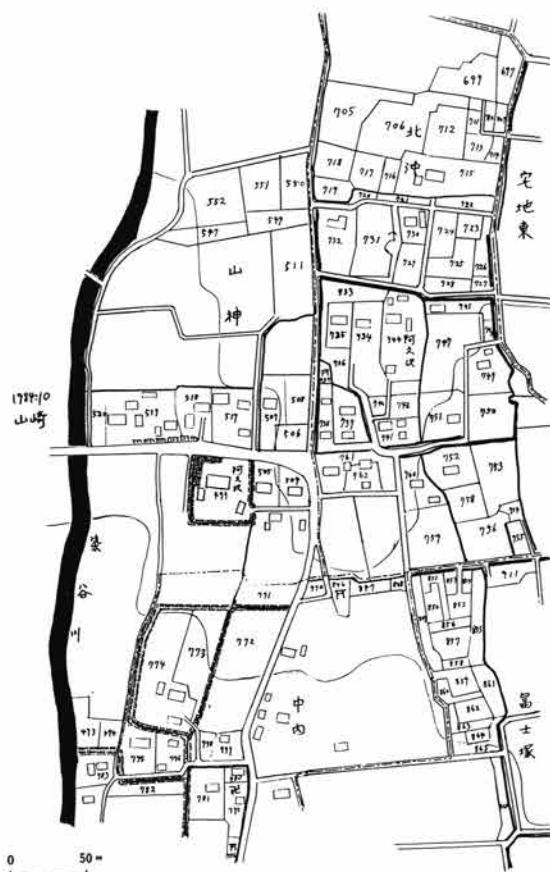
状如件

天正十五丁亥卯月廿日

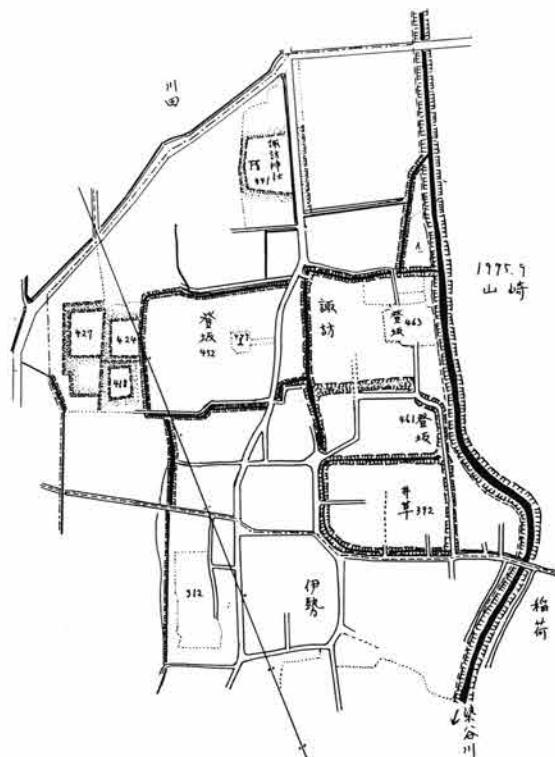
評定衆下總守康信
後閑殿代安馳井志摩守殿



第一図 下新保環濠遺構群



第二図 上新保環濠遺構群



第三図 上新保井草屋敷附近環濠集落（一部復元）

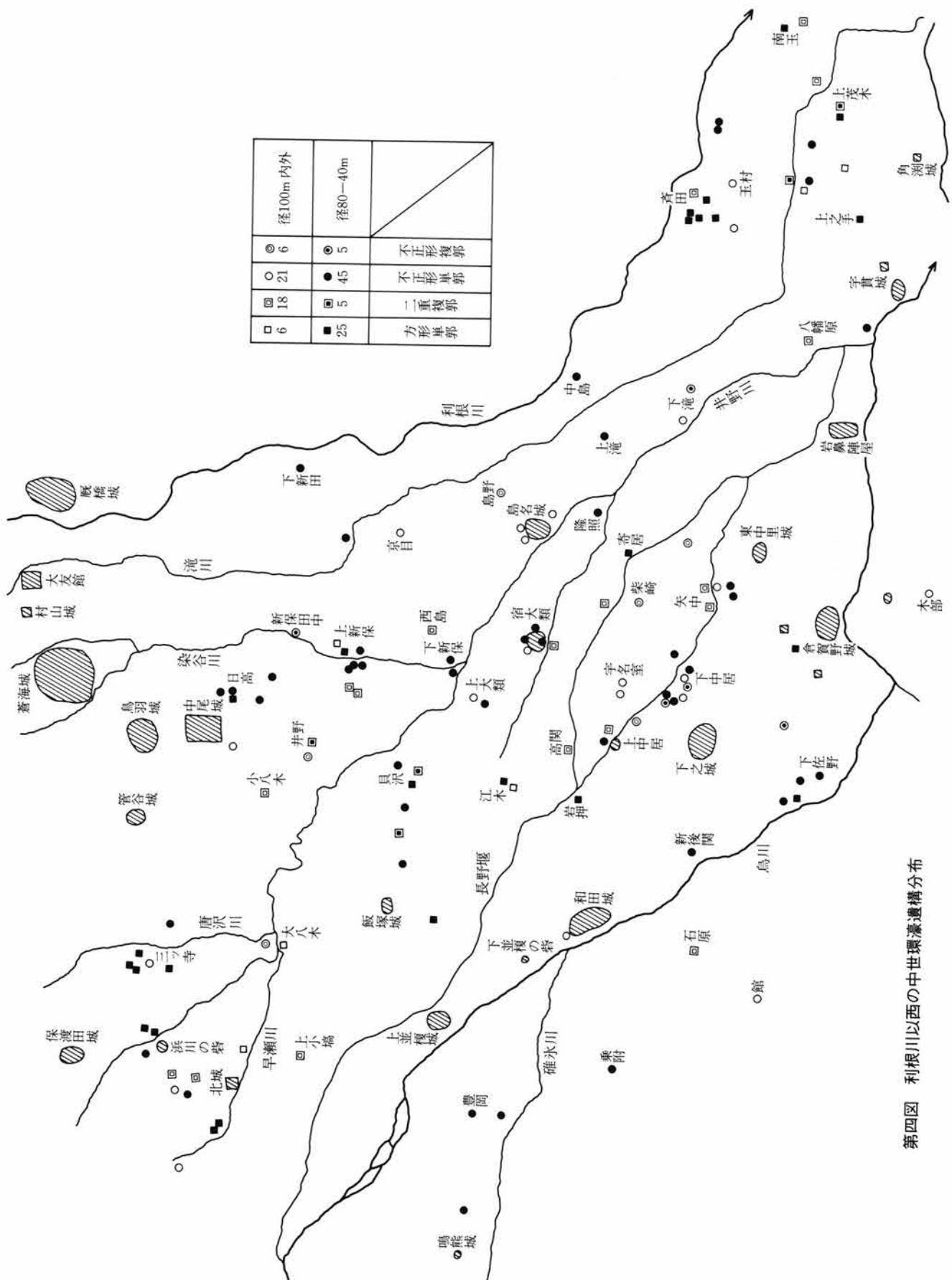
掘調査の結果、軍郭と確かめられたのであるが、その他のものは、元島名城本丸や、矢島城発掘の際の例もあり、内郭の発見される可能性もあって、この種は二重構えが通常ということになろう。

近世にも或は近代にも構え堀屋敷は構築されているが、それらの堀は幅2m程度で、土居の規模も小さく、中世環濠遺構との見分けが容易である。

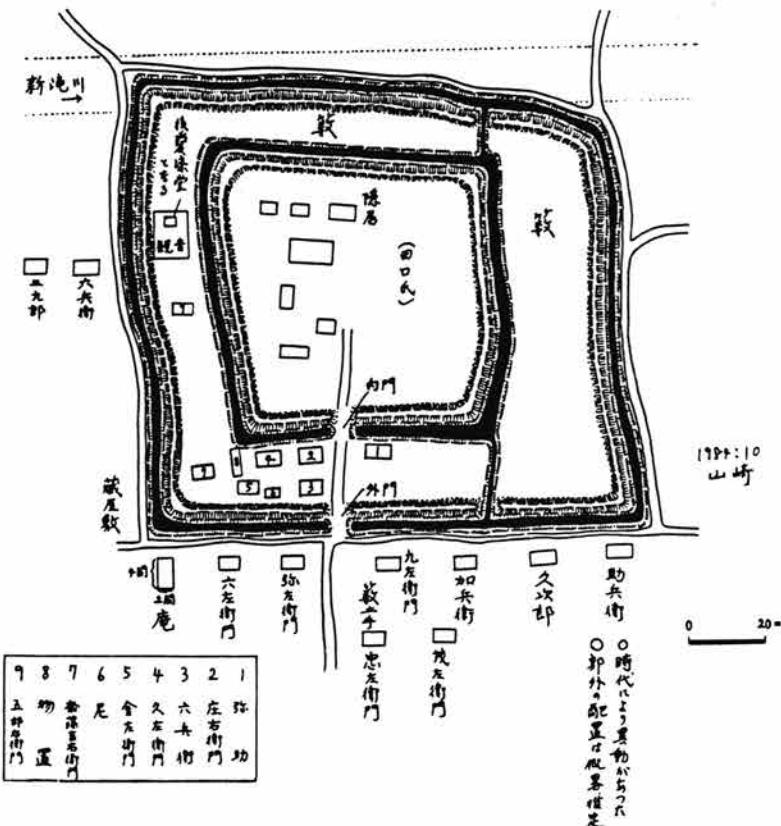
中世環濠屋敷が、そのままか改修されてか現代まで用いられていたものも多いが、近年急速に消滅しつつある。

中世環濠屋敷の往時の状態を知る資料として、佐波郡玉村町上茂木の本木館（第五図）について、館主田口氏に伝えられた「田口氏家伝（正徳三年＝1712、旗本田口七郎兵衛編）」に、「其家広館深堀塗堀高門揚櫓見軍旅遠來」と、城造りであったことが記され、同じく「雑話（本木館主田口兵四郎正実、享保五年＝1720年二月編）」には次のようにある。

「茂木の屋敷明暦万治寛文の初比（一六五五～一六六八）、家か、への民家廿戸に近く内門を出て右の方に庄右衛門と云者居れり娘一人を持其次西の方に九左衛門男子一人女子二人有内門の外左方に弥助万治中家を造りて妻を求む庄右衛門か前外門の内右方市兵衛男子二人有此者左右衛門が兄也久左衛門が前外門の内右の方金左衛門此比男子三人女子一人有僕一人をつかふ折々江戸より馬を給ふる外に金左衛門が左の方に家を造りて継母の尼を置外構堀の外右の方南入かと武雲と云天台の所化二間に七間余庵を建て居之万治三年冬故有て去也其跡宗見と云真言の所化來り住す此次に六左衛門女子一人男子一人有脇に弥左衛と云老人有此者大坂陳中（ママ）に行て見しと云り・以下畧」



第四図 利根川以西の中世環濠遺構分布



第五図 寛文の頃の茂木屋敷（田口氏雑話から作成）

このように、中世の二重構屋敷の内郭には家長一家が住み、外郭と構え外には廿戸にも及ぶ家人達がそれぞれ家族を抱えて生活し、中には下僕までもつ者もあったようである。それらの人々は、家長所有の耕地の耕作に働き、家長出陣の時は槍持ち、旗持ちとなって従軍したのである。

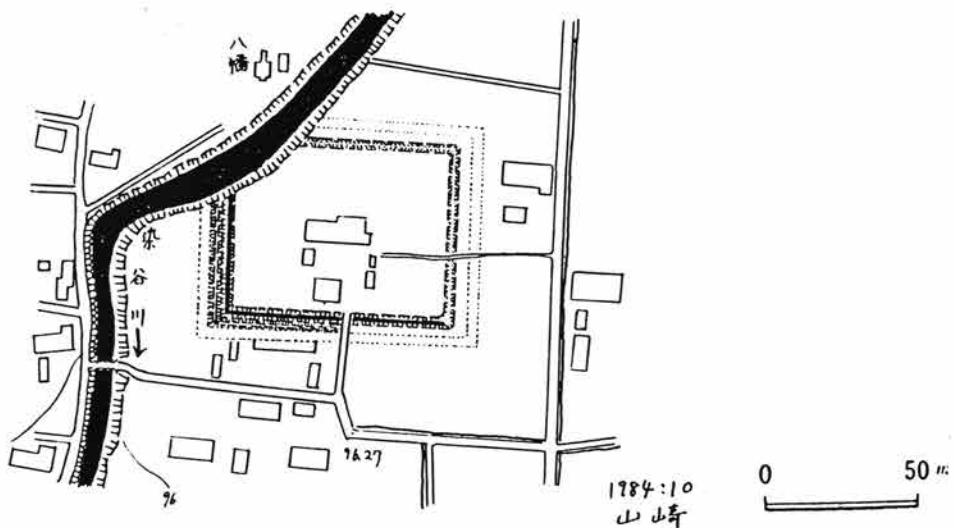
右從前々之知行無相違相拘著到此分定置所也從來調儀相
嗜可爲肝要候依武辺之稼可引立候仍如件
天正十一年癸未三月二日 (虎印)

定 (武井文書) : 倉淵村川浦

| | |
|--------|-------|
| 一挺 鉄炮放 | 一騎 自身 |
| 一本 持鍵 | 指物四方 |
| 一丁 長柄 | 以上四人 |

これは北条氏が小身者に出した着到状の一例であるが、田口氏もこの程度だったと思われる。田口氏では右馬允広真が北条氏に従い、北条氏照に属して佐竹と対陣しているが、(三)の後閑文書に見られるおり、新保の反町豊前は百姓の身分であり、他の新保の人々も新保田中の湯浅氏も同様であったと思われる。

本木館のように、江戸時代まで戦国時代の状態を持続した環濠屋敷もあったが、北条時代に新築されたものは規模が縮小されたに違いない。次の文書にあるように北条氏は土地給付制から逐次現品扶持制に移行したため、館主のもつ農耕地が少なくなり、家人の数が減り、富裕な百姓も、制度の普及と治安の鎮静から、屋敷内に置く人数の必要が減じ、構えの規模が小さくなったものと思われる。ただ北条時代の八年間に、何故多数の環濠屋敷が成立したかについては、尚、研究が必要である。或は武田時代からの継続かもしれない。



第六図 新保田中湯浅屋敷（一部推定復元）

方形館から歪形に移行したのは、地形の制約によつたものもあるが、開発が進行するに従い、隣地境との干渉が厳しくなった結果、自由に郭取りできなくなつたためであろう。従つて、湯浅屋敷も他の新保諸屋敷などと共に、武田時代か北条時代に構えられた公算が強い。

新保田中の湯浅屋敷は、西北の一部を染谷川に依託し、東西75m、南北60mに構えられているが、東面の堀は僅かに痕跡を残すばかりである。土居跡は堀の内側には認められず、西と、南面西半とに見られる。このことから、この屋敷は二重堀構えだったとも考えられる。但し、内外二つの堀の間隔は土居敷の幅だけということになろう。

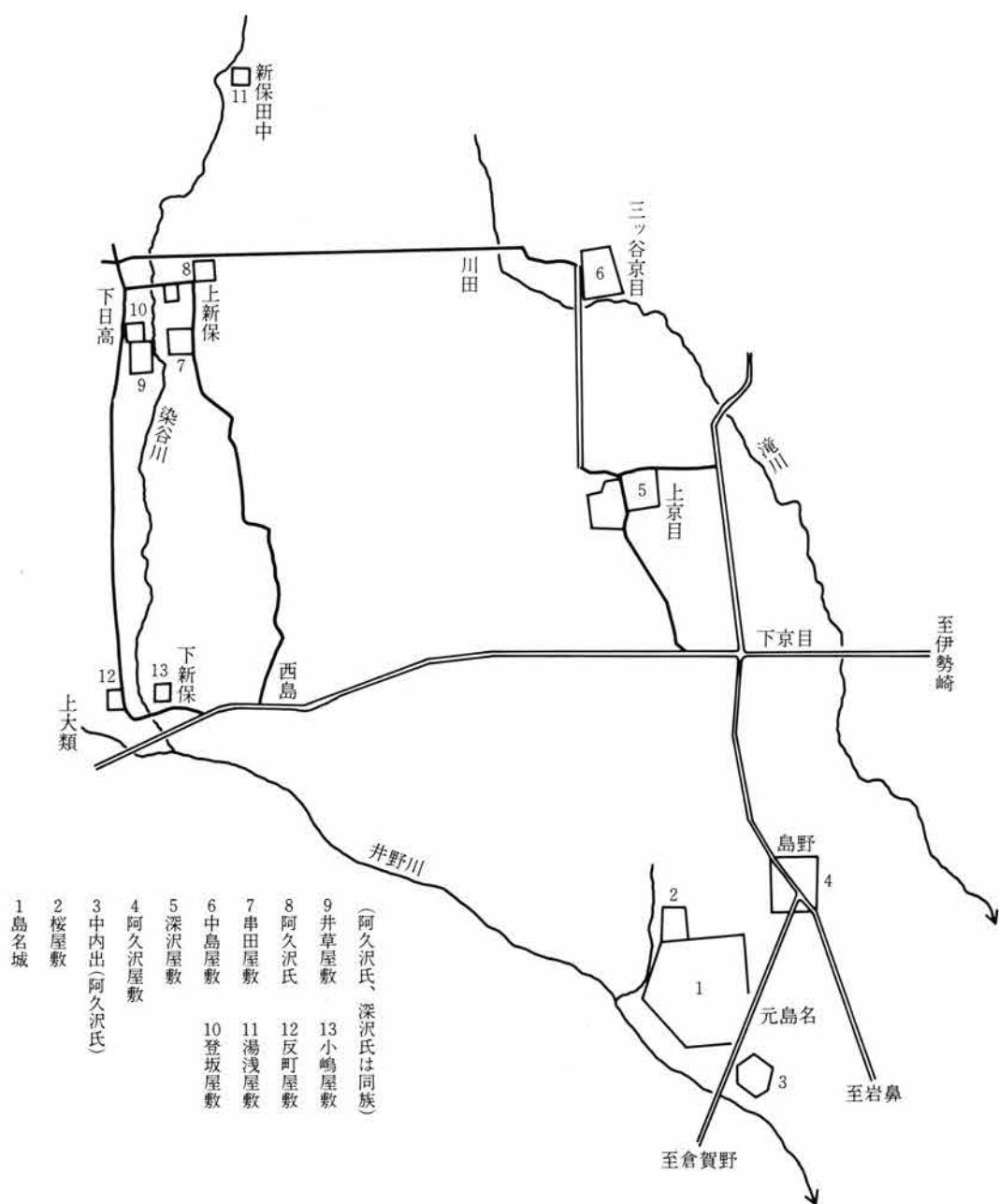
入口は、南面中央のほか東面にもあったと思われる。

外側の道路の配置から、或は、東西140m、南北115mの外堀もあったかも知れない。後に、その遺構の内郭だけに、この屋敷が設けられたのであろうか。（第六図）

| | |
|------------------|-------------------|
| （重田文書） | 重田文書 |
| 此内 | 三百文、米、七百文、永樂式百世ニ文 |
| 此内 | 壱貫文 |
| 此内 | 馬上にて可走廻 |
| 此内 | 四貫文 |
| 此内 | 土屋四郎左衛門 |
| 此内 | 二貫七百文、永樂九百文 |
| 此内 | 壱貫三百文、米 |
| 已上 | 久米彦八郎殿 |
| 右安藤前より可請取之者也 仍如件 | 己丑十二月廿八日（虎印） |

（注）この文章は、山崎一先生が生前、昭和59年に発掘調査中の新保田中村前遺跡を視察された後に、調査担当に託された。

調査区では屋敷の環濠と考えられる矩形に曲がる溝が検出されており、それに連関して、先生が踏査によって確認した湯浅屋敷についての所見を記して下さったものである。報告書刊行が遅れ、この文章の掲載にあたって直接先生にお許しいただく機会を失ってしまったが、先生の成果と発掘調査結果が直接対比できる好例でもあるので、ここに掲載する次第である。なお、先生の原稿は縦書きであったが、編集の都合で引用文を除いて、横書きに変更した。また、第四図の表中の遺構数は、図中のマークを確認の上、原稿の数字を訂正した。



高崎東北部の阿久沢氏分布図